

# 寄附をすると税金が戻ってきます！

## ～税制上の優遇措置～

本法人は、平成 26 年 1 月 20 日に内閣総理大臣より「公益社団法人」として認定（府益担第 56 号）を受けました。本法人への寄附金には特定公益増進法人としての税制上の優遇措置が適用され、**所得税・法人税の控除**が受けられます。

税制上の優遇措置を受けるためには、「**寄附金領収書**」および、「**公益社団法人に係る認定書**」または「**税額控除に係る証明書**」が必要となります。これらの書類については、寄附金のご入金を確認され次第お送りいたします。

## 寄附者が個人の場合（所得税・住民税）

### 【 所得税 】

個人の方の本法人への寄附金については、①所得控除制度と②税額控除制度の選択制です。いずれか有利な方をお選びください。

#### ①所得控除制度を選択した場合

確定申告に際しては、以下の書類を所轄の税務署にご提出ください。

- 1) 寄附金領収書
- 2) 公益社団法人に係る認定書

#### ②税額控除制度を選択した場合

確定申告に際しては、以下の書類を所轄の税務署にご提出ください。

- 1) 寄附金領収書
- 2) 税額控除に係る証明書

### 【 所得控除と税額控除の仕組み 】

#### ①所得控除

所得金額から寄附金控除額を差し引いたものに、税率をかけて求めます。  
税率適用前の所得から控除する仕組み。

<税額の計算方法>

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得} \\ \text{(所得金額 - 所得控除額)} \\ \text{(含: 寄附金控除額)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税額} \\ \text{(納付税額)} \\ \hline \end{array}$$

<寄附金控除額の計算方法>

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{その年中に支出した} \\ \text{特定寄附金額の合計額} \\ \text{(総所得金額の 40\%を限度)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{2,000 円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{寄附金控除額} \\ \hline \end{array}$$

## ②税額控除

税額から寄附金控除額を、直接差し引いて求めます。

税率適用後の算出税額から控除する仕組み。

<税額の計算方法>

$$\left( \begin{array}{c} \text{課税所得} \\ \text{(所得金額} \\ \text{— 所得控除額)} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{税} \\ \text{率} \end{array} = \begin{array}{c} \text{税} \\ \text{額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{税額控除額} \\ \text{(含：寄附金控除額)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{納付} \\ \text{税額} \end{array}$$

<寄附金控除額の計算方法>

$$\left( \begin{array}{c} \text{その年中に支出した} \\ \text{税額控除対象寄附金の} \\ \text{合計額} \\ \text{(総所得金額の40%を限度)} \end{array} \right) - \begin{array}{c} \text{2,000円} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{40\%} \end{array} = \begin{array}{c} \text{寄附金控除額} \\ \text{(所得税の25\%} \\ \text{を限度)} \end{array}$$

### ※1万円を寄附した場合の例

#### ①所得控除の場合

寄附金控除額：10,000円 - 2,000円 = 8,000円

(課税対象所得額 - 8,000円) × それぞれの課税率 = 納付税額

#### ②税額控除の場合

寄附金控除額：(10,000円 - 2,000円) × 40% = 3,200円

(課税所得 × それぞれの課税率) - 3,200円 = 納付税額

## 【 住民税 】

お住まいの都道府県・市区町村の条例により、本法人が税控除できる団体として指定されている場合には、個人住民税において寄附金免税控除を受けることができます。(東京都は条例により指定)

### 寄附者が会社等一般法人の場合（法人税）

一般寄附金とは別枠で、一定限度までの金額を別途損金に算入できます。以下の書類をご利用ください。

- 1) 寄附金領収書
- 2) 公益社団法人に係る認定書

※詳細は下記サイト等を参照ください。

○国税庁 HP より「寄附金を支出したとき」

(HTML版) [http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04\\_3.htm](http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm)

(PDF版) <http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/koho/kurashi/pdf/11.pdf>